

退職金専用定期預金

2025年4月1日現在

【定期コース】

1. 商品名（愛称）	○退職金専用定期預金
2. ご利用いただける方	○以下の全てを満たす個人の方を対象とさせていただきます。 ① 退職金をお受取り後、2年以内の方 ➤ お申込み時に「退職所得の源泉徴収票」「退職金支給明細書」「退職金振込通帳」など退職金受取金額を確認できる書類（写）をご提示いただきます。 ➤ 退職金からの預入に限らせていただきます。 ② ライフプランに関するご相談（※ライフ・キャンパスの利用）をされた方 ※ライフ・キャンパスとは FPG独自のライフプランシミュレーションツールで、「お客さまのこれからの生活に必要なことや夢を実現するために、将来の収入や支出を考えながら、お金の流れを“見える化”するツールです。 ③ 2025年1月以降に本定期預金の利用がないお客さま
3. お預入れ期間	○3か月
4. お預入れに関する事項 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	（1）一括でお預入れ （2）100万円以上、退職金受取額（税引後）まで （3）1円単位
5. 払戻し方法	○満期日以降に一括してお支払いします。
6. 利息に関する事項 （1）適用利率 （2）利払時期 （3）計算方法	（1）2.0%（税引後1.593%） ※特別金利は、今後の金利情勢その他理由により、変更する場合がございます。 （2）満期日以降にこの預金とともに一括して支払います。 （3）付利単位を1円とし1年を365日とする日割計算をします。
7. 手数料	○ありません。
8. 税金	○20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ○マル優ご利用の場合は非課税となります。
9. 付加することのできる特約に関する事項	○スーパー定期と同様のお取り扱いとなります。
10. 中途解約時の取扱い	○スーパー定期と同様のお取り扱いとなります。
11. その他参考となる事項	○本預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ○自動継続後の金利は、継続日における店頭表示金利を適用いたします。 ○通帳扱いのみのお取り扱いとなります。 ○満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ○1,000万円以上での預入の場合は、複数の明細となります。
12. 指定紛争解決機関	○当行が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です。 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または、03-5252-3772

【運用コース】

1. 商品名（愛称）	○退職金専用定期預金
2. ご利用いただける方	○以下の全てを満たす個人の方を対象とさせていただきます。 ① 退職金をお受取り後2年以内の方 ➤ お申込み時に「退職所得の源泉徴収票」「退職金支給明細書」「退職金振込通帳」など退職金受取金額を確認できる書類（写）をご提示いただきます。 ➤ 退職金からの預入に限らせていただきます。 ② ライフプランに関するご相談（※ライフ・キャンパスの利用）をされた方 ※ライフ・キャンパスとは FFG独自のライフプランシミュレーションツールで、「お客さまのこれからの生活に必要なことや夢を実現するために、将来の収入や支出を考えながら、お金の流れを“見える化”するツールです。 ③ 投資信託口座を保有している方 ※投資信託口座開設を同時にお申込み頂く方も対象となります。 ④ 2025年1月以降に本定期預金の利用がないお客さま
3. お預入れ期間	○3か月
4. お預入れに関する事項 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	（1）一括でお預入れ （2）1万円以上、投資信託購入金額かつ退職金受取額（税引後）まで （3）1円単位
5. 払戻し方法	○満期日以降に一括して払戻します。
6. 利息に関する事項 （1）適用利率 （2）利払時期 （3）計算方法	（1）5.0%（税引後3.98425%） ※特別金利は、今後の金利情勢その他理由により、変更する場合がございます。 （2）満期日以降にこの預金とともに一括して支払います。 （3）付利単位を1円とし1年を365日とする日割計算をします。
7. 手数料	○ありません。
8. 税金	○20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ○マル優ご利用の場合は非課税となります。
9. 付加することのできる特約に関する事項	○スーパー定期と同様のお取り扱いとなります。
10. 中途解約時の取扱い	○スーパー定期と同様のお取り扱いとなります。
11. その他参考となる事項	○本預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ○自動継続後の金利は、継続日における店頭表示金利を適用いたします。 ○通帳扱いのみのお取り扱いとなります。 ○満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ○1,000万円以上での預入の場合は複数の明細となります。
12. 指定紛争解決機関	○当行が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です。 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または、03-5252-3772